

地域商店街活性化法成立

7月8日、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」が成立した。

これは、商店街の活性化を図るため、商店街への来訪者の増加を通じて中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する支援措置を講じたもの。

これは、全国中央会や全振連など中小企業関係4団体の要望が実って成立したもので、これまでハード整備中心だった商店街振興施策が、ソフト支援重視へとシフトする大きなきっかけになるものと思われる。同法では資金面では、各種補助金や税制措置、融資制度等が拡充される模様。

また、中小4団体の出資で4月に設立された(株)全国商店街支援センターも商店街組織の人材強化や「人づくり」支援の拠点となるものと期待されている。

◎詳細は全国商店街支援センター
Tel 03-6226-3001

関ブロック中央会会長会議

7月16日、埼玉県さいたま市のホテルにおいて、関東甲信越静ブロック中央会会長会議が開催された。

これは、11月19日に幕張メッセで開催される第61回中小企業団体全国大会（千葉県大会）の提出議案について、ブロック内の各都県から組織、金融、税制、商業、労働、総合（景気・予算等）の6分野についての意見発表とその集約が行われた。

今後は10月に予定されている全国中央会の専門部会で、全国の各ブロックからの要望をさらに検討、取りまとめ、大会提出議案が決定される。

また、全国中央会の瀬戸実理事・事務局長より全国大会の概要について説明と、本会の坂戸誠一会長が各都県中央会に対して、千葉県大会への協力を要請した。

ちば農商工連携基金への貸付決定

7月17日、(独)中小企業基盤整備機構から千葉県へ20億円の貸

付決定があった。県が拠出する5億円と合わせ、総額25億円の基金を造成し、農商工連携の取組を支援していくことになる。

基金の目的は運用益によって中小企業者等と農林漁業者の有機的な連携体が行う新商品等の開発や販路開拓等の支援を行い、商工業及び農林水産業が元気になるための環境づくりを行うもので、9月以降に基金を造成し、助成事業を行う予定。①運用期間10年間
②運用益3750万円程度（通年ベース、年利1.5%で試算）
③造成・運用者(財)千葉県産業振興センター

◎詳細は県経済政策課

Tel 043-223-2734

官公需確保対策地方推進協議会

関東経済産業局は、7月30日、千葉県庁会議室において、平成21年度官公需確保対策地方推進協議会（千葉県）を開催した。

これは6月12日に閣議決定された平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針（8月号及び10号参照）を受けて、県内の国や地方公共団体の発注機関や、協同

組合等の受注業者に対して、①国からは契約方針について②県からは千葉県の中小企業者のための官公需確保対策について③本会からは千葉県中央会の官公需関連事業等について説明が行われた。

なお、官公需とは国や公庫、地方公共団体等が発注者以外の企業などと、物品の購入・役務の提供や工事の請負契約を結ぶことをいいます。

モデル組合決定

本会は8月5日、本年度のモデル組合選考委員会を開催した。

モデル組合は、県内の小企業組合（構成員の4分の3以上が*小規模事業者の組合）のうち、組合運営等で他の模範となる組合を指定し、モデル組合が実施する教育情報事業や成果普及事業に対して本会が助成を行なうもので、本年度は次の組合が指定された。

▼千葉県税理士協阿部博理事長、主な事業は①全税共事業②共済事業③教育研修事業④厚生事業⑤購買開発事業

*小規模事業者11従業員数20人以下（商業・サービス業は5人以下）

手助けのフリをした 勧誘・斡旋にご注意を

経営セーフティ共済や緊急保証制度の利用のお手伝いをするといった、FAXやダイレクトメールが送りつけられていませんか、その際に入会金や年会費、保証料などを振り込ませる事例が発生しています。

▼中小企業倒産防止共済制度は、入会金、年会費や保証料は必要ありません。

◎中小企業基盤整備機構経営安定企画課
Tel 03-5470-1540

▼信用保証協会では、金融斡旋屋などの第三者が介入した保証は取り扱いません。また、信用保証協会は、所定の保証料以外に、相談料、手数料、入会金などをいただくことはありません。

◎全国信用保証協会連合会
Tel 03-6823-1200

▼「中小企業に関係した組合に加入すれば、有利な資産運用ができる。」など、不審な勧誘をする事例も出ています。

不審な勧誘・斡旋などがあれば、最寄りの警察署や右の機関にお問い合わせください。

いて満15歳以上満65歳未満の従業員の方。

- 加入させる場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。
- 加入させなくてもよい従業員、①臨時に雇われている者、②季節的な仕事のために雇われている者、③試用期間中の者、④非常勤の者、⑤パートタイマー、⑥休職中の者、⑦退職金規程等により退職金の支払勤続年数に満たない者（例：規程上、勤続2年に満たない者）

[加入できない方]

- 加入年齢範囲でない従業員
- 事業主及び事業主と生計を一にする親族
- 法人の役員（法人税法第35条第5項、同法施行令第71条に規定する使用人としての職務を有する役員を除く）
- 他の特定退職金共済団体の加入者

[加入申込手続]

- 新規加入と増口は、毎月お取扱いいたします。
- 減口は、原則としてできません。
- 所定の申込用紙にご記入の上、毎月10日までに、中央会又は引受保険会社の三井生命保険(株)へお申込みください。
- 毎月10日までのお申込分については、翌月の18日（休日の場合は翌営業日）に申込金（加入承諾により掛金に充当）をご指定の預金口座より自動振替させていただきます。
- 申込金が振替できなかった場合には、お申込みを取消しされたものとみなします。振替のできた契約については、振替日の翌月1日が本制度の加入日となります。

■ 税法上の取扱い

[掛金]

- 事業主がこの制度に支払った掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。（法人税施行令第135条、所得税法施行令第64条）
- 従業員の給与所得にもなりません。（所得税法施行令第64条）
 - * 事業主が退職給与引当金の積立を行っており、退職給与規程の全部または一部をこの制度で肩代りする場合（「枠内支給制」）には、退職給与引当金との調整が必要となります。

[退職年金]

- 雑所得となります（公的年金等の扱い）。（所得税法第35条・第31条、所得税法施行令第72条）

[退職一時金]

- 退職所得となります。（所得税法第30条・31条、所得税法施行令第72条）

[死亡退職一時金]

- 死亡退職金として扱われます。（相続税法第3条・第12条）

■ お問合せ・申込み

- 本会商業支援課共済担当：TEL.043-306-3284

- 引受保険会社：三井生命保険(株)

千葉支社 TEL.043-225-7389 / 船橋支社 TEL.047-434-9075 / 柏支社 TEL.04-7164-6457

従業員の退職金は中央会の特定退職金共済制度で

■特定退職金共済制度のねらい

特定退職金共済（特退共）制度は組合や中小企業が①有能な人材を確保し、組合や中小企業の繁栄の礎を築くために、②働く人々の勤労意欲を刺激し、従業員の定着率を高めるために、あるいは③長年組合や企業の発展に貢献してきた退職従業員のハッピー・リタイアメントのために、千葉県中小企業団体中央会が特定退職金共済団体として、中央会が経営者に代わって従業員に対する退職金規程を設定し実施するもので、事業主はこの制度に加入することにより、個々の企業が退職金制度を設けたのと同じ効果が期待できるものです。

■特退共制度の概要

[制度の特色]

- この制度の採用により、安定した退職金制度が確立できます。
- この制度の採用により、法律で定められた退職金支払のための保全措置が講じられます。「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）
- 掛金は従業員1人あたり月額30,000円まで損金（必要経費）として扱われ、従業員の給与にもなりません。税制適格年金（企業年金）・中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。（所得税法施行令第64条・法人税法施行令第135条）
- 他の特退共制度との重複加入は認められません。
- 年金と一時金が退職者の選択制になっています。

[掛金]

- 1口1,000円として従業員1人につき最高30口（30,000円）まで加入できます。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。（所得税法施行令第73条）

[給付金]

- 給付金はいかなる場合（懲戒解雇を含む）にも事業主にはお支払できません。
- 給付金は直接従業員へ支払われます。（所得税法施行令第73条）
 - (1)退職年金 = 加入5年以上又は満70歳に達した従業員が退職し、年金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。なお、年金の支給期間は10年です。（年金月額1万円未満の場合は、一時金のお取扱いとなります。）
 - (2)退職一時金 = 加入従業員が退職し、一時金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。
 - (3)死亡退職一時金 = 加入従業員が死亡により退職したときにご遺族に支払われ、退職一時金に、払込中の掛金1口につき10,000円加算した金額が支払われます。

■制度の取扱い

[契約できる事業主]

共催契約者

千葉県中央会の地区（千葉県の区域）内に事業所を有する事業主

[加入できる従業員]

被共済者

千葉県に事業所を有する者と雇用関係にある健康で正常に就業されている者で、加入日現在にお

「コンサルタント」の目

食料需給と自給率

世界の食料需給

世界の食料需給の需要面については、人口増加が大きな拡大要因であり、現在の世界の人口は65億人といわれ、国連の人口推計では2050年には91億人に達すると予想される。

その95%以上が開発途上国で起きていて、アジア及びアフリカ地域の増加が著しい。

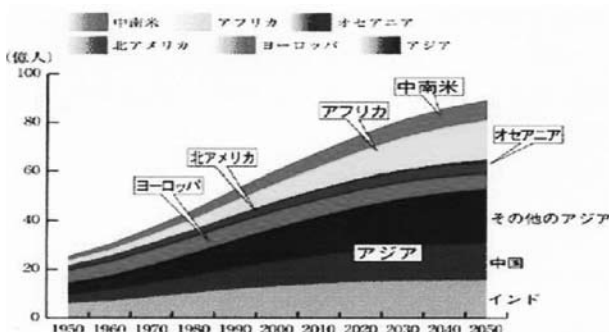
それに伴い開発途上国においては、所得水準の上昇等に伴い、飼料用を含む穀物の需要が大幅に増加する可能性もある。特に世界の人口の約2割を占める中国の動向が注目される。

一方、供給面についてみると、これまで拡大していた収穫面積が減少傾向にあり、これまで世界の食料供給を支えてきた品種改良、化学肥料の投入、灌漑施設整備、遺伝子組み換え技術の導入等による、単収の伸びに鈍化がみられ、1人当たりの穀物生産量は減少傾向にある。

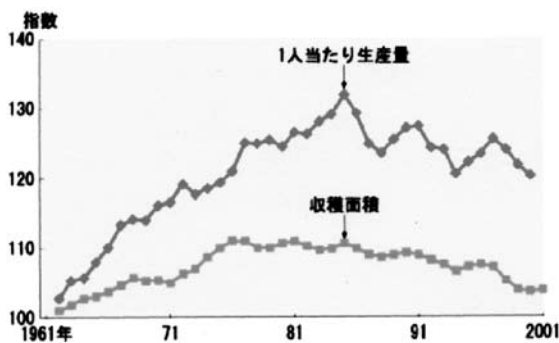
今後とも単収が維持されるかどうか不明であり、水資源の枯渇、農業生産活動に起因する土壌劣化（砂漠化）の進行、さらに、異常気象による干ばつや洪水の発生、バイオエネルギー問題も供給の不安

要因として懸念されている。

世界の人口推移



世界の穀物生産量他推移

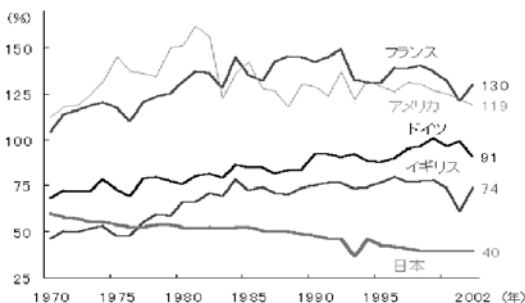


世界の食料自給率

食料需給問題が世界規模で深刻化する中、日本の食料自給率は年々下がり続け、主要先進国の中では最低水準にある。

世界178の国・地域の穀物自給率2001年を試算すると、日本の28%は130番目！

世界の食料自給率の推移



先進国の集まりであるOECDの加盟国の中では、30か国中28番目！

日本と同じ島国であるイギリスの食料自給率が向上している。かつては日本よりも低かったが今では大きく上回る。

単純比較はできないが『食料は国内生産が重要』といった認識、食生活に著しい変化がない、小麦

都道府県別農業生産額

順位	県名	生産額	比率	備考
		億円	%	
1	北海道	9,809	11.6	
2	千葉県	4,119	4.9	
3	茨城県	4,082	4.8	
4	鹿児島県	4,053	4.8	
5	愛知県	3,154	3.7	
1-5	1-5計	25,217	29.9	
全国	全国合計	84,449	100.0	

「食料自給表」等を基に農水省試算

都道府県別食料自給率

都道府県名	カロリーベース			生産額ベース	
	18年度 (確定値)	19年度 (概算値) (A)	全国 順位	18年度 (確定値)	18年度 (概算値) (B)
	北海道	195	198	1	187
千葉県	29	29	31	73	71
茨城県	71	70	12	123	123
鹿児島県	83	84	11	225	224
愛知県	13	13	42	35	34
全国	39	40		68	66

「食料自給表」等を基に農水省試算

の増産による穀物自給率100%の達成等の徹底が考えられる。
現在40%の食料自給率を平成25年に45%にする目標の達成を目指すには、消費・生産の両面にわたり、国のみならず消費者、食品産業者及び農業者、さらには地方公共団体を含めた関係者全体で努力することが重要である。

都道府県別の農業生産と食料自給率

国内の都道府県別の食料生産の生産額では北海道は断トツにトップ、我が千葉県は2番目の生産額である。次いで茨城県、鹿児島県の順で、茨城、千葉、鹿児島は絶えず2, 3, 4番目を争っている。生産額と食料自給率(カロリーベース)の関係では、生産額上位の道県の中で、自給率では北海道(自給率198)以外は100%を切っている。
特に首都圏の千葉県の29%(全国31番目)、工業県の愛知県の13%(全国42番目)は、生産額ではトップクラスにありながら自給率においては低位となっている。

千葉県の農業

参考までに東京都は予想にたがわず生産額(280億円)、食料自給率(1%)ともに47番目である。平成19年の食料自給率(カロリーベース)都道府県概算値を見ると100%を超えているのは9道県に過ぎない。生産額の増加を図り食料自給率を向上させるため、夫々の地域特性に合った対策を講ずべきである。
千葉県は温暖な気候の中で広い大地と三方を囲む海に恵まれ、全国有数の農林水産県として発展し、首都圏への重要な食料供給基地となっている。
生産物として都市近郊、北総台地、海匝地域、九十九里地域等広範囲にわたる露地野菜、施設野菜等多品目の大野菜産地を形成。利根川流域及び九十九里地域では米。
南房総地域の花き栽培。
南房総市のビワ、東葛飾地域中心のなし等の果実。
鴨川地溝帯の嶺岡山系の酪農等県全域で、国内トップクラスの生産を行っている。
千葉県では現在千産千消活動を

海匝・香取地域の食料産出額と自給率

実施中で、まずは県産品を県内で消費して県内自給率を高める。
海匝・香取地域は日本有数の生産性を誇る優良農地を有する農業地域で県内随一の生産性(県内1番目〜3番目)を誇る。
県内1番目は旭市で農業産出額418億円(全国9番目)、2番目が香取市で農業産出額321億円(全国15番目)、3番目が銚子市で228億円である。
漁業に関して銚子漁港は多種多様な魚種を扱い、全国屈指の水揚量を誇り、水揚量21万8千トンで平成19年全国1番である。
千葉県の食料自給率(カロリーベース)は29%(全国31番目)と低い海匝・香取地域は高く、銚子市は、農林水産省「地域食料自給率試算ソフト」による食料自給率が258%を示す。(平成17年度概算値)

他市町村との食料自給率の比較をしたいが、現在市町村レベルで食料自給率を算出しているところは、残念ながらないと思われる。
(中小企業診断士 布施光義)

組合Q&A

定款、規約等の
制定・改廃

組合の定款および規約・規程は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもちて行う必要があります。定款等の管理にあたっては次のような事項に留意することが求められています。

定款、規約・規程の区分

定款は、組合の憲法ともいわれ、組合の組織と運営に関する基本規則ですので、組織・運営の大綱を規定するにとどめ、細目は別に定める規約・規定に譲ります。

定款と規約は、必ず組合の事務所に備え置くことが必要です。

定款

定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であるため、組合の設立認可申請の際の必要書類の一つであり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定

めた自治規範です。したがって、定款の設定・改廃にあたっては、総会の議決が必要であり、議決の方法も総組合員の半数以上の出席を得てその議決権の3分の2以上の賛成を得なければなりません(特別議決)し、その効力の発生には所管行政庁の認可を必要としません。

定款の作成にあたっては、定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、個々の組合の実情に即したものとすることが求められます。

定款の内容は、常に組合の実情に即したものとしておくべきであることから、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更することが必要です。

規約・規程

組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図る必要があります。

規約・規程についても、組合の実情に即するよう積極的に設定・改廃されるべきで、規約は、「組合

の組織、事業運営等に関し、組合と組合間を規律する自治規範」であることから、その設定・改廃は総会の権限に属します。

規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。

改正手続き

定款、規約等は本来総会および理事会の議事録同様、組合の各事務所に備えておかなければなりません(組合員名簿は主たる事務所に備えるだけで足りません)。その定款について改正の必要が生ずる事項は、事業、出資1口の金額、組合の地区や名称、役員の数や任期などが多いようです。

組合がこれらについて現規定で不都合を生じたときには、定款変更を発議しますが、この場合まず第一の手続きは総会の招集です。

(総会の招集および提出議案の決定には理事会の議決が必要。)

そして、これを総会に諮りこれを議決(特別議決)します。その次に総会の議事録と改正箇所を記載した書面(新旧対照表)および変更理由書、変更が事業に係る場

合には、変更後の事業計画書および収支予算書を添付して所管行政庁の認可を求めます。行政庁の認可を得た後、登記事項については登記を行い、一切の手続きが終了します。

中小企業組設定款参考例

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、法律の規定は、絶対的必要記載事項及び別に定めた場合には相対的必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしている。法律に模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方から、平成12年5月30日に模範定款例廃止の通達を各通商産業局長及び都道府県知事に通知しました。

これを受けて、全国中央会では、定款の作成・変更に際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして「中小企業組設定款参考例」を作成しております。

定款変更の効力発生時期について

Q. 組合法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するのか。

A. 定款変更の効力は、行政庁が認可したときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決議を終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときから効力が発生することとなる。

法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続について

Q (1). 法令の改廃により既存の定款規定が当然に変更される場合の

定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の決議を経ないでこれを変更することができるか。

Q (2). 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実を基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、Q (1)の理由により、総会の決議を必要としないか。

A. 法令の改廃による定款変更であっても総会の決議並びに行政区画の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

認可を受けない変更定款による役員選挙の効力について

Q. 役員選挙に、指名推選の方法を取り入れるように総会において定款変更の議決をして、その直後に指名推選の方法により役員選挙を行い、しかもこの指名推選の方法により選ばれた役員は、定款の変更につき行政庁の認可があった日に就任するものであることを同総会において確認した。このような役員改選は適法である

か否か。

A. 定款の変更について行政庁の認可があった日に就任する旨の停止条件が付された役員改選であるから、適法であると解する。

増員分役員の内、就任日について

Q. 総会において役員定数の増員を議決すると同時に、定款の変更に伴う行政庁の認可を待たずに、同日直ちに議決された新しい定数による役員選挙を行い、その状況を記入した議事録を添付した役員定数の変更の定款変更認可申請書を行政庁に提出しようとする場合、どのようにすべきか。

A. 設問のごとく、役員定数の増加につき定款の変更を議決した総会において、行政庁の認可を待たず、ただちに増員分の役員を含めた役員全員の選挙を行うとする場合は、次の方法によれば有効と解される。

(1) 定款変更前の定数による役員選挙と増員分の役員選挙とを区別して行うこととし、定款変更前の定数による部分の役員は、ただ

ちに就任し、増員分の役員は選挙の際に定款の変更につき行政庁の認可を受けた日から就任する旨の停止条件を付しておく（停止条件を付した旨は議事録に明確に記載することを要する）、その条件が満たされた日、すなわち行政庁の認可のあった日に就任する。

(2) 定款変更による増員分を含めた全役員選挙を一括して行うこととし、その際に役員全員につき(1)のような停止条件を付し、その条件が満たされた日に就任する。

役員任期の延長による現職員の任期について

Q. 役員任期が定款変更により延長された場合に変更時の役員任期については、変更時の役員は就任時の委任契約に基づくので、新たな任期に拘束されないとの説があるがどうか。

A. 定款は組合および役員を拘束する法規制を有するから、役員は委任契約よりも定款に拘束されるので、延長された任期に従わなければならないと解する。

◎詳細は本会設立相談室

Tel 043-306-32005

官公需適格組合と21年度上半期の発注情報

国等の契約方針

国等の契約方針は、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法に基づき毎年閣議決定されているもので、平成21年の措置として次の17項目を決定した。

- ① 地域の中小企業者の適切な評価等
- ② 分離・分割発注の推進
- ③ 前倒し発注及び適正な納期・工期の設定
- ④ 適正価格での契約等の推進
- ⑤ 情報提供の促進
- ⑥ 発注情報等の提供
- ⑦ 中小企業官公需特定品目の発注計画に関する情報の提供及び受注機会の増大
- ⑧ 官公需適格組合等の活用
- ⑨ 指名競争契約等における受注機会の増大
- ⑩ 中小企業者への説明の徹底
- ⑪ 銘柄指定の廃止
- ⑫ 地方支分部局等における地域の中小企業者等の活用
- ⑬ 中小建設業者に対する配慮
- ⑭ 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- ⑮ 新規事業者に対する受注機会の増大
- ⑯ 調達手続に関する簡素・合理化
- ⑰ 中小企業者の自主的努力の助長。

なお、中小企業者向け契約目標は5兆1999.3億円（20年度は4兆1652億円）。

官公需適格組合

また、官公需施策の受け皿の中心になっている官公需適格組制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る共同受注体制が整備された組合に対して、申請に基づき、経済産業局長が証明する制度で、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

「証明区分」は物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）と工事の請負（以下「工事」という。）で、「証明基準」は①共同事業の協調性・円滑性②官公需の受注に関する熱心度③共同受注体制④経理的基礎等について、それぞれに定められておりますが、以下はこのうちの③の共同受注体制についての証明基

準です。官公需の共同受注を計画している組合は、一度官公需適格組合の証明を受けることを検討してみてもどうでしょうか。

▽物品納入等

- (1) 事務局常勤役職員が2名以上いること。
- (2) 共同受注担当役員が定められていること。
- (3) 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- (4) 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること
- ① 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模
- ② 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準
- ③ 組合役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨。
- (5) (3)の共同受注委員会が適正に運営が行われ、(4)の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。
- (6) 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。

(7) その他共同受注体制に関し問題があると認められるものではないこと。

▽工事

- (1) 事務局役職員が次のようであること
- ① 公共性のある工事であって、工事1件の請負代金の額が1500万円以上のもの（電気工事、管工事、電気通信工事又はさく井工事にあつては500万円以上）を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上あり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること
- ② 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が2名以上いること。
- (2) 組合独自の事務所を有していること。
- (3) 共同受注担当役員が定められていること。
- (4) 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- (5) (1)の①に掲げる組合にあつては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。

策 施

TEL 043-306-32004
◎詳細は商業支援課官公需担当

- (6) 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること ① 組合が受注しようとする工事の種類及び規模 ② 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準 ③ 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施行組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨 ④ 組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨 ⑤ 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取組めを組合と交わす旨。
- (7) (4)の共同受注委員会及び(5)の企画・調査委員会が適正に運営が行われ、(6)の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。
- (8) 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。
- (9) その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものではないこと。

官公需発注情報〈平成21年度上半期〉

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。誌面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表はしていません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国等	千葉保護観察所	企画調整課 043-204-7791	印刷、事務用品	-
	千葉刑務所	用度課 043-231-1191	被収容者給食用食料品、強化精麦 ガンソリン、軽油	-
	独立行政法人都市再生機構 千葉地域支社	総務企画部 043-296-7200	金田東地区3-3工区外整地他工事 H21浦安ME21望海の街有線情報システム設備改修工事 平成21年度行田団地2-1号棟他4棟鋼製手摺修繕工事	-
市町村等	千葉県農林水産部	農林水産政策課 043-223-2916	A重油 北郷幹線排水路工事 染井2期橋梁工事	-
	千葉県警察本部	総務部会計課 043-201-0110 (代表)	指紋情報管理システム機器賃貸借 四輪運転シュミレーター装置賃貸借 移動交番車	-
	千葉市	契約課 043-245-5090	千葉市立鎌取第三中学校(仮称)新築工事 村田町34号線外道路改良工事 千葉市若葉消防署新築工事 小中台高架橋1号耐震補強工事 新港横戸町線1工区本線整備工事	-
	船橋市	契約課 047-436-2111 (代表)	(仮称)船橋市坪井公民館新築工事 船橋市消費生活センター改修工事 ふなばし三番瀬海浜公園人工海浜安全柵改修工事	-
	我孫子市	管財課 04-7185-1111 (代表)	自転車駐車場一時利用券売機 公下管我北第6処理(中峠台・1工区) 公下管(高野山小学校下) 公下管(松園) 仮)排水管・排水路工事	-
	柏市	契約課 04-7167-1111 (代表)	第2庁舎低層棟屋上防水、塗装工事 舗装維持補修工事 柏の葉庭球場側溝敷設替工事	-
	大網白里町	財政課 0475-70-0312	道路改良工事(木崎地内) 多目的広場整備工事(季美の森南地内)	-

National Convention in Chiba 中小企業団体全国大会参加者募集

本年度で61回目を迎える中小企業団体全国大会は、「激動のとき 今こそ発揮 団結の力!」を統一テーマに、自らの決意を表明するとともに、国等に対して中小企業組合を中心とする連携組織の成果を示し、これら連携組織を通じた中小企業の振興・発展が、豊かな社会の実現を図るための礎であることを訴えるために開催するものです。

61回の歴史の中で、千葉県においては初めての開催となりますので、全国の中小企業団体の代表者と経済産業大臣をはじめとする行政機関の皆様や関係機関の皆様等をオール千葉県中央会で、暖かくお迎えしたいと思っております。各組合から1名以上のご参加をお願いいたします。

- 日 時 平成21年11月19日(木) 午後1時30分～4時
- 場 所 幕張メッセ「イベントホール」(JR京葉線「海浜幕張」駅下駅)
- 参加料 1名 4,000円
- 主 催 全国中小企業団体中央会 / 千葉県中小企業団体中央会
- 問合先 中小企業団体全国大会開催準備室 TEL. 043-242-3277

中小企業の組織化を

事業協同組合を設立し、「大口受注を開拓したい。」「新たな販路を広げたい。」「任意組合を法人化したい。」

企業組合を設立し、「仲間が持つ技術やノウハウを活かして新しいビジネスをはじめたい。」「主婦仲間が持つキャリアを活かして地域活動を始めたい。」

商店街振興組合を設立して、「商業環境の整備や街づくりをして、商店街の活性化につなげたい。」

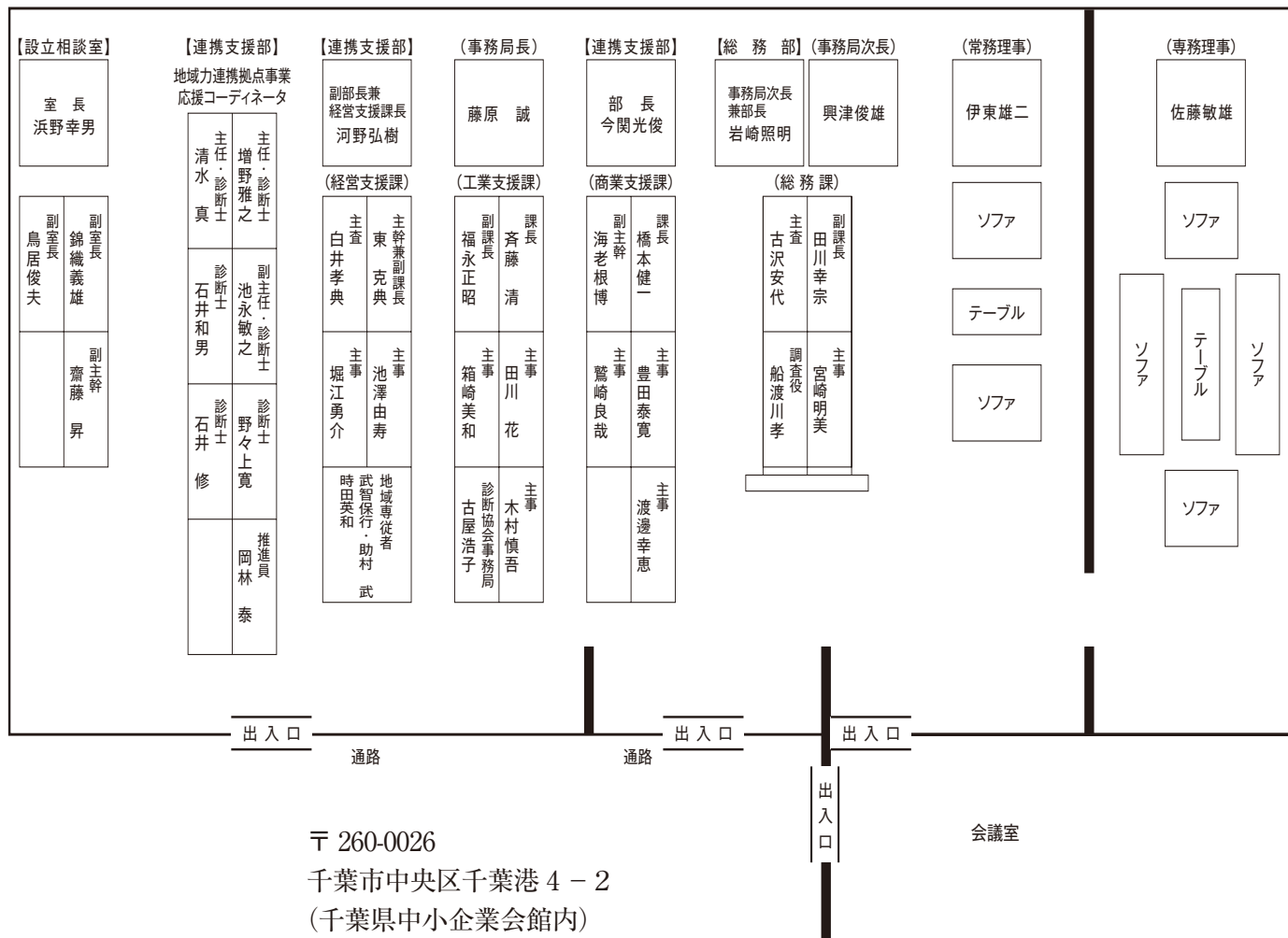
組織化(組合設立)のご相談をいつでも無料で応じております。

一般の中小企業の皆様はもとより、市町村の商工担当者や商工会議所、商工会の指導員の皆様もお気軽にご相談ください。

- 相談窓口：設立相談室 TEL. 043-306-3285
URL http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/guide/4_1.html

■ ご案内

中央会事務所のレイアウトが変わりました



■ 千葉県中小企業団体中央会 (電話はダイヤル・インです。)

- 総務部
 - ・ 総務課 043-306-3281
- 連携支援部
 - ・ 商業支援課 043-306-3284
 - ・ 工業支援課 043-242-3277
 - ・ 経営支援課 (ものづくり支援事業) 043-306-3282
 - ・ 地域力連携拠点事業
 応援コーディネーター 043-306-3283
- 設立相談室 043-306-3285

* 役員への電話は総務課、事務局長へは工業支援課へ

* ファクシミリ：043-247-8410

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
7月

■味噌製造 【県内全域】

味噌の輸入量は毎月2ケタの伸びを続けてきたが、一昨年の金融危機の影響から1月～5月累計の前年比はマイナス16%（722ト減少）でした。

■製材 【県内全域】

雨期は建築需要が少ない時期でもあり、販売量が減少している。

■製材 【木更津】

需要不振のため工場の操業を短縮している。

■印刷 【県内全域】

7月の売上高は、前月と比較して官民共に若干減少した。6月の印刷用紙の総在庫量は210%台と過去にない数量になっている。一方、6月の用紙板紙の輸入は前年同月比で4倍強となり、この量は同月国内出荷量の15%になり、印刷会社が顧客からの値下げ要請に安い輸入紙で対応していることが窺える。

■生コン製造 【県内全域】

需要の落ち込みが大きく、苦勞している。

■電気鍍金 【県内全域】

前年度比の数値は、全項目減少または、悪化となっているが、前月比では10%位のプラスになっているものの、受注は33%程度の減少となつて、既に3勤4休の企業も出ている。

■鉄工 【千葉】

景気の「底打ち」が若干感じられるが、組合員全体で見ると、稼働状況があまりにも低水準下にあるため、厳しい状態が続いている。

■機械部品製造 【流山】

お盆休み前に若干仕事が増えたが、休暇の為在庫調整程度で景気回復の兆しではない。仕事減のために盆休暇を長くする企業が増えた。

■採石 【県内全域】

今年度に入り6月分の出荷量は5月分と比較して若干増加しているものの、他地区（伊豆）との競争もあり、価格の引き下げが起こるなど、予断を許さない状況である。

■総合卸売 【千葉・東京都】

低価格志向の反映からかビールの出荷量が減少し、第3のビール

系飲料にシフトしている。

■食肉卸売 【千葉市他】

国産牛肉・豚肉消費が減少し、売上高が減少している。

■建築材料卸売 【県内全域】

前月より更に落ち込む。総選挙でどの政権になつても公共事業箱物は更に減少することであろうからセメント・建設関連の厳冬・氷河期はこれからも続くだろう。

■自動車解体 【県内全域】

素材（金属）価格が少しずつ上昇している。しかし、車両の仕入価格も上昇傾向にある。

■小売 【相模原】

早々に夏物のバーゲンが始まったが、天候不順が重なり、売り上げ不振である。消費者の購買意欲は低く、先行き全く不透明である。

■電気機器小売 【県内全域】

デジタル家電も一段落して景況は悪化している。ただ世間の不況感ほどではない。家電業界はまだまだぐまれているのか。

■中古車販売 【県内全域】

卸売市場は引き合いが慎重基調。

調。

流通在庫の減少にはさらに拍車がかかっている。仕入もさらにセーブするムードが広がり、在庫調整も次第に加速して、引き合いはペースタウンしてくる可能性がある。

■小売 【東金】

6月下旬より夏物バーゲンが始まった所もあり、7月中旬には頭打ちの状況。ギフト関連も大手が早期受注をするようになり、実際の繁忙時期が下がっている。下旬は、天候が悪く、例年とは違った夏になつてしまった。

■小売 【野田】

割引セール期間中の売上は増加するが、割引なしの日の売上が落ちるといった、消費者の生活防衛のための価格に対する厳しさがでてきている。

■建設揚重 【県内全域】

主だった工事なし、一部に値下がりが出てきた状況。

■遊覧船 【鴨川】

アクアラインの土日割引が南房総の各施設の集客度が二極化している。良いのはマザー牧場、シーワールド、南房パラダイス、悪いのは東京湾フェリーで、8月には更なる二極化が進むと思われる。

■一般廃棄物処理 【千葉】

前月比では好転したように思いますが、前年度比では悪化し、厳しい状況です。

■学習塾 【県内全域】

夏期講習は一番の収入源だが、少子化の中で塾へ通う生徒と通わない生徒とはつきり分かれてきているので、全体のパイは固定してきている。各塾により増減の差はあるものの、全体としては横ばい状態であるといえる。

■土木建築サービス 【県内全域】

依然として、厳しい状況にある。平成21年度事業の発注がはじめている。

■ソフトウェア 【県内全域】

引き続き厳しい状況にある。

■建設 【県内全域】

受注額は前月と同じであったが、一般入札の影響により、落札率が低下。そして、受注しても利益がでない現象が出てきている。

■貨物運送 【野田】

はつきりとした梅雨明けとならず、夏物商品の動きが悪いいため、運送業も低迷中である。

■輸出入 【県内全域】

夏休みになったので、成田空港の売上増が少しみられる。

お知らせ

労働基準法改正

「労働基準法の一部を改正する法律」が第170回国会で成立・公布されております。

施行は平成22年4月1日です。で、その概要をお知らせいたします。

□時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます。)

▽1か月に60時間を超える時間外労働を行なう場合：50%以上

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金の引上げは猶予されます。

▽割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行なった労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)の支払に代えて、有給休暇を

付与することができます。

労働者がこの有給休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

□割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課せられます。

▽限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行なう場合：25%を超える率

「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号)限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行なう場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

①特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めること

と②①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること③月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めること

□年次有給休暇を時間単位で取得できるようにします。

現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時

間単位で取得できるようになります。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

◎詳細は最寄りの労働基準監督署

雇用調整助成金

雇用調整助成金制度を見直しました。

景気変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】①最近3ヶ月間の売上高又は生産量等がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること②従業員の全1日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(平成21年2月6日から当面の期間に

あつては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)

③3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。(大型倒産等事業主などの特定の事業主については①と要件が異なります。)

【受給額】

○休業等
休業手当相当額の3分の2(上限あり)

支給限度日数…3年間で300日(最初の1年間で200日分まで)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1200円を加算

○出向
出向元で負担した賃金の3分の2(上限あり)

◎詳細は最寄りのハローワーク

役員変更届を忘れていませんか

役員の氏名又は住所を記載した書面(設立認可申請書に添付)に変更があつた場合には、その事実が発生した日から2週間以内に行政府にその旨届け出なければなりませんので、留意ください。

役員の変更とは、役員の氏名又

は住所の変更があつた場合、役員の改選又は補充があつた場合、代表理事の交代、役付き理事の交代、役員が死亡又は辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

しかし、通常総会等における役員改選をした場合であっても、全員が再選重任となり、役員の氏名及び住所に全く変更が生じていないときは、行政庁への役員変更届の提出は必要ありません(代表理事の登記は必要)。

なお、法律・条令等に基づいて千葉県知事宛に届出・申請等の文書を提出する場合の宛名は、千葉県知事鈴木栄治です。

中小企業のための無料法律相談会

千葉県弁護士会では、9月16日(水)午後3時から5時まで、企業に関わる法律相談会を無料で開催します。会場は千葉県弁護士会館(千葉市中央区中央4丁目13の12)で1回30分程度です。

◎相談は予約制ですので、申し込み、お問い合わせは
千葉県弁護士会
TEL043-227-8431